

## 第7節 建築物及び文化財等災害予防計画

第1項 一般建築物等災害予防対策	<input type="checkbox"/> 都市政策課	<input type="checkbox"/> 建築政策課
第2項 特殊建築物災害予防対策	<input type="checkbox"/> 建築政策課	
第3項 公共施設等災害予防対策	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 財政課	<input type="checkbox"/> 建築政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 文化財災害予防対策	<input type="checkbox"/> 文化課	<input type="checkbox"/> 消防本部

### 【基本方針】

所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、木造の公共建築物については、不燃化を進めるとともに耐震性の向上に努め、今後も活用の必要性が認められた老朽施設について更新、補強を進めるものとする。公共施設等についても、防災の観点から整備することは避難所整備の有効な施策ともなる。また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化等を促進するものとする。

これらの観点から、建築物災害予防については以下の対策を推進する。

- 1) 一般建築物災害予防対策
- 2) 公共施設災害予防対策
- 3) 教育施設等災害予防対策

また、本市には、旧百三十銀行や旧飴屋門、御所ヶ谷神籠石等の貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、平常時から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。このため、これら文化財の災害予防について以下の対策を推進する。

- 1) 防災管理体制の確立
- 2) 避難体制の確立
- 3) 防災施設の整備、拡充

### 第1項 一般建築物等災害予防対策

#### 【現況】

近年の著しい都市化現象は市街地の高密度化を促し、建造物は高層化・大型化され、その用途や設備も多様化しているため、災害発生時には被害が拡大することが予想される。

一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの、その詳細な防災性については不明な点も多いのが実情である。

### 【計画目標】

市は、県等と協力して一般建築物に対して以下のような予防対策の実施や指導、防災知識の普及に努める。

## 1. 一般建築物対策

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、中心市街地の再生等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

## 2. 建築物等に対する指導

### (1) 老朽建築物対策

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険であるまたは衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

### (2) 災害危険区域の指定等

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条や土砂災害防止法の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

## 3. 既存建築物の耐震性の向上の促進

### (1) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制整備を図る。

### (2) その他の建造物

ブロック塀等の倒壊、煙突の折損等の防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

## 4. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

## 5. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期(春・秋)及び台風期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

## 6. ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強・改修指

導等関係機関と連携のうえ推進する。安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

## 第2項 特殊建築物災害予防対策

### 【計画目標】

市は、県との協力のもと、特殊建築物等に対し以下のような予防対策の実施について検討する。

#### 1. 特殊建築物の調査・指導

学校、病院、興業場、公衆浴場、商業施設等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、または実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

#### 2. 不特定多数が使用する特殊建築物の査察

特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、消防機関と協力して査察等を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言や勧告を行う。

#### 3. 特定建築設備等の調査

一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調(検)査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

## 第3項 公共施設等災害予防対策

### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.1.5】

本市の公共施設としては、学校教育施設として小学校が11校、中学校が6校あるほか、高等学校が2校ある。また、公民館(12箇所)・学習等供用施設(22箇所)・集会所(52箇所)が全校区に建設されている。その他の公共施設としては、市民会館や図書館、歴史資料館等の文化施設、体育館や武道館等の体育施設、福祉センター等の諸施設がこれに該当する。これらの公共施設のうち、小・中学校や公民館は避難所として指定されているものも多いが、その中には浸水想定区域や土砂災害危険箇所の中に位置しているものがある。

### 【計画目標】

#### 1. 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物

---

\*資料Ⅱ.1.5「公共施設一覧表」

を指定するよう努める。

## 2. 耐震診断

防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を図る。

## 3. 既存建築物の耐震性の向上の促進

### (1) 庁舎等

- 1) 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。
- 2) 既存の木造建物の不燃堅ろう化を検討する。

### (2) 公営住宅

老朽化した住宅について、行橋市営住宅長寿命化計画に基づき、建替・改修・解体等を検討し、防災、土地の高度利用及び生活環境改善の推進に努める。

## 4. 防災管理体制の確立

- 1) 防火管理者の設置
- 2) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化(防災組織の確立)
- 3) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

### 4) 防災施設、設備の整備

#### ア. 耐火、耐震化の促進

イ. 防災拠点となる施設の災害時におけるバックアップ用電源、通信手段等の整備

ウ. 防災拠点となる施設が浸水した場合の移動手段等の整備

エ. 消火器、消火栓、警報装置等の整備

オ. 防災施設、設備の点検整備

カ. 防火用備蓄資機材の保管場所等の整備

## 5. 避難所と公共施設の建設

庁舎、公民館等多人数を収容し得る公共建築物建設にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得る整備を推進する。

## 6. 夜間の防火安全対策

夜間における防災管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位に行う。

## 7. 建築物防災診断の実施

必要に応じ消防機関、その他の協力団体と連携して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

## 8. 防災意識の向上

通学区域や行政区域等のコミュニティレベルで避難訓練や情報伝達等の防災活動を通じて、防災意識の向上に努める。

## 第4項 文化財災害予防対策

### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.1.6、資料編\*Ⅱ.1.7】

市内の文化財としては、国指定1、県指定9、市指定17があるが、このうちの9箇所は史跡、8箇所は有形文化財で、旧百三十銀行行橋支店と旧飴屋門の2箇所が建造物である。なお、旧百三十銀行は市により改修及び耐震補強工事がなされている。

### 【計画目標】

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図るとともに、施設の防災対策を進めるものとする。また、国・県の指定する文化財については、必要に応じて防災対策整備に関する要請を行う。

### 1. 広報活動等の推進

文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー(毎年1月26日)」等を活用した広報活動を行う。また、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

### 2. 防災管理体制の確立

文化財の所有者や管理者に対し、文化財の防災対策についての指導を行う。

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 2) 自主防災組織の編成
- 3) 倒壊及び落下物による破損防止対策
- 4) 古墳、遺跡等の管理・整備
- 5) 避難体制の確立
  - ア. 文化財の避難計画(避難所、避難路、責任者等)の作成
  - イ. 見学者、来館者等の避難誘導計画作成
  - ウ. 避難訓練の実施
- 6) 防火管理体制の整備
  - ア. 火気の使用制限
  - イ. 火災発生箇所の早期発見
  - ウ. 出火危険箇所の警戒
  - エ. 自衛消防隊の組織確立とその訓練
  - オ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練実施
  - カ. 指定物件周辺の火気禁止地帯設定
- 7) 防災施設、設備の整備
  - ア. 消火設備の整備促進
  - イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進

\*資料Ⅱ.1.6「行橋市内の文化財一覧表」

\*資料Ⅱ.1.7「文化財位置図」

- ウ. ドレンチャージャー、スプリンクラー等の取付工事
- エ. 電灯線、消火栓等の点検整備
- オ. その他の設備

### 3. 災害危険性の把握と対策

- 1) 文化財の存在する地域で想定される災害と、それによって引き起こされるであろう被害について把握する。
- 2) 災害危険性の高い部分の防災対策整備を検討する。